

令和 2 年 3 月 4 日

日本公認会計士協会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行等監査特別委員会報告第 4 号『銀行等金融機関の資産の
自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務
指針』の改正について」（公開草案）に対する意見について

今般、標記公開草案（令和 2 年 2 月 3 日公表）に対する意見を別紙のとおり
取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「銀行等監査特別委員会報告第4号『銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針』の改正について」(公開草案)に対する意見

項番	該当箇所	項目・論点	コメント	理由等
1	11頁 (注9)	適格貸出金の取扱い	<p>「適格貸出金の取扱い」について、業種別委員会実務指針第32号「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(以下、「32号指針」という。)を参照対象としているが、金融検査マニュアルの廃止に伴い、要件の明確化のため、32号指針は改正が必要ではないか。また、金融検査マニュアル廃止後は、「適格貸出金」の定義が不明確ではないか。</p>	<p>32号指針は、「対象とする取引」として「金融機関が実施するDDSのうち金融検査マニュアルに記載されている要件を充足するDDS」としているが、金融検査マニュアルは2019年12月に廃止されており、「対象とする取引」が不明確であるため。また、32号指針では「適格貸出金」を「『資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)』や『十分な資本的性質が認められる借入金』と定義しており、それらは「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」および「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)」に要件が記載されているとしているが、それらの文書は廃止されており、「適格貸出金」の定義が不明確であるため。</p>
2	11頁 (注10)	貸倒引当金の計上に関する会計方針の開示	<p>「特に、貸倒実績率又は倒産確率による貸倒引当金の計上における今後の予想損失額を見込む一定期間、将来見込み等必要な修正及び貸倒実績率又は倒産確率の補正については多様な方法が考えられるため、財務諸表利用者の理解に資する適切な記載が必要と考えられることに留意する」とあるが、これを例えば、以下のような記載に修正することを検討いただきたい。</p> <p>「特に、信用リスクをよりの確に引当に反映するために行った経営者の判断については、財務諸表利用者の理解に資する適切な記載が必要と考えられることに留意する」</p>	<p>公開草案原文の「貸倒実績率又は倒産確率による貸倒引当金の計上における今後の予想損失額を見込む一定期間、将来見込み等必要な修正及び貸倒実績率又は倒産確率の補正」は、信用リスクを的確に引当に反映するために経営者が行った判断の一部といえるものであり、その一部を取り出して具体的に記載した場合、開示のチェックリスト的に使用される可能性があるため。左記で提案した修文は、チェックリスト化を回避しながらも、(注10)の趣旨を損なうものではないと考えられる。</p>

以上